

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培米

節減対象農薬：十日町地域比 6 割減

化学肥料(窒素成分)：十日町地域比 7 割減

栽培責任者 十日町農業協同組合 中里営農センター 山田 樹
住所 新潟県十日町市上山己3100-1
連絡先 025-763-2525

確認責任者 十日町農業協同組合 米穀販売課 中町 義則
住所 新潟県十日町市高田町6丁目641-1
連絡先 025-757-1573

精米確認者 十日町農業協同組合 川西営農センター 水落 正
住所 新潟県十日町市上野甲193
連絡先 025-768-3322

節減対象農薬の使用状況

使用資材名	用途	使用回数
シアントラニプロール	殺 虫	1 回
イソチアニル	殺 菌	1 回
ピリミノバックメチル	除 草	1 回
フェンキトリオン	除 草	1 回
ピリミスルファン	除 草	1 回
ジノテフラン	殺 虫	1 回

新潟県認証特別栽培農産物

節減対象農薬の使用回数(成分回数)

6 回	・ 一般的な栽培	19回
	・ 県認証基準	9回以下

化学肥料の使用量(窒素成分)

2.7kg/10a	・ 一般的な栽培	9.0kg/10a
	・ 県認証基準	4.5kg以下/10a

※ 栽培責任者、確認責任者、農薬等資材使用状況は上記ガイドライン表示のとおり

県認証番号

K22026

新潟県ホームページ <http://www.niigata-ninshou.jp/>